

各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託について、能力及び技術力を有す、最も適した事業者を選定することを目的とするプロポーザル方式の実施について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託
- (2) 業務内容 「各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約の日から令和6年3月22日まで
- (4) 事業費の上限額 4,092,000 円（うち消費税等 372,000 円）

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (5) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験豊富な人財を有する者であること。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書・その他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 11（1）に定める仕様の協議が整わなかった場合

(8) その他本実施要領に違反するなど評価審査会が不適格と認めた場合

5. 評価審査会

参加表明書及び企画提案書類の評価は、市職員で構成される評価審査会において、本市の定める評価項目により実施する。

6. 手続き等

(1) 事務局

各務原市役所 水道部 下水道課 下水道計画係

〒 504-0914 各務原市三井東町4丁目32番地（水道事業庁舎）

電話 058-383-7114（直通）

FAX 058-371-3140

電子メール g-gesui@city.kakamigahara.gifu.jp

(2) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和5年5月10日（水）
質問書（様式1）の提出期限	令和5年5月31日（水）
質問書の回答	令和5年6月2日（金）
参加表明書（様式2）・企画提案書の提出期限	令和5年6月9日（金）
審査（書類）	令和5年6月下旬（予定）
結果発表	令和5年7月上旬（予定）
契約締結	令和5年7月下旬（予定）

(3) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 事務局で配布

※各務原市の休日を定める条例（平成3年各務原市条例第6号）に規定する休日を除く（以下「市役所開庁日」という。）、午前9時から午後5時までとする。

イ 各務原市公式ウェブサイト（<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>）に資料の電子データを掲載する。

② 配布期間

令和5年5月10日（水）～6月9日（金）

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式1）により電子メールにて事務局（6(1)に記載の電子メールアドレス）

へ送付すること。

なお、電子メール以外では受け付けない。

① 提出期限

令和5年5月31日（水） 午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和5年6月2日（金）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

8. 参加表明書・企画提案書の提出手続き

(1) 提出期限

令和5年6月9日（金）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

② 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

③ 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式2）	1部
企画提案書	10部（クリップ留め）
見積書	1部

(4) 提出書類の記入上の注意事項

① 参加表明書（様式2）

代表者印を押印の上、提出すること。

② 企画提案書

様式の定めはないが、用紙はA4版、片面30枚以内（両面15枚以内）に下記内容を記載すること。

なお、記載内容については、明確な記載がない限り経費見積りの範囲内とみなすものとする。

ア 提案書の内容

次の内容について明瞭に記載すること。

1. 会社概要

2. 業務実績 ※下記①②ともに自治体名は任意記入

①下水道事業の地方公営企業法適用支援業務…自治体規模（人口〇万人）、実施年度

②下水道事業経営戦略策定業務…自治体規模（人口〇万人）、実施年度

- ③その他本業務に類する業務の実績
- ④①②の業務を受注するにあたっての会社のアピールポイント（公営企業会計に対する会社の理解度、経験値などを中心に）
- 3. その他会社の特徴・PR
- 4. 本業務の執行体制
- 5. 業務スケジュール（工程ごとの目安となるスケジュールをできる限り具体的に記入すること。例：〇月までに素案を提示 など）
- ③ 見積書
- ア 様式は任意とする。代表者印を押印の上、あて名は各務原市長とすること。
- イ 業務の合計額とその内訳を記載すること。

9. 審査にあたっての質疑について

企画提案書の提出後、評価委員から出された質疑に対する回答の提出を求める。

- (1) 実施方法：質疑の送付、回答ともに電子メールにより行う
- (2) 日程：6月中旬（具体的な日程は企画提案者に対し別途通知）
- (3) 回答様式：任意

10. 企画提案の審査等について

- (1) 評価審査会において、提出された企画提案書、質疑に対する回答を総合的に評価し、評価審査会の評価点の合計が最も高い者を選定する。
ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。
- (2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は次のとおりとする。

評価項目・配点	評価基準の概要
執行体制 (15点)	・適切な執行体制を常時確保できるか
業務実績 (30点)	・他自治体での実績 ・当該業務に対する専門性
公営企業会計への理解度 (15点)	・民間企業と公営企業との相違点を熟知し、公営企業会計の運営の特異性について理解した上で業務を遂行できるか
見積価格 (10点)	・十分な費用対効果が見込めるか

- (3) 基準点

評価委員の評価点の合計が、420満点の50%（210点）を基準とし、これに満たない提案者は選外とする。

- (4) 審査結果の通知

審査の結果については、書面にて全提案事業者に通知する。

1 1. 契約事項

- (1) 各務原市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方公営企業法施行令 21 条の 14 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

- (2) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。
- (3) 事業費については、2 (4) で示した上限額と 8 (3)③で提出された見積額の、いずれも超えることはない。

1 2. その他

- (1) 費用負担

本件プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とし、参加報酬、交通費等は支払わない。

- (2) 提案書の取扱い

- ① 最優先候補者以外の提案書は、当該提案事業者に返却する。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- ③ 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製できるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとする。
- ④ 提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- ⑤ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

《問合せ先》

各務原市水道部下水道課

〒504-0912

各務原市三井東町 4 丁目 32 番地

電話 058-383-7114

FAX 058-371-3140

担当 大洞